

静岡市監査等品質管理方針

令和2年3月30日

監査委員決定

監査委員は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）に従い、これに準拠して実施する監査等の品質について責任を負うことを旨として、同基準第10条第1項に基づき品質管理方針を定める。

なお、静岡市監査等品質管理方針（平成29年3月30日監査委員決定）は、廃止する。

- (1) 監査委員は、監査等の品質管理を報告等の決定前に行うものとし、その結果不備が検出された場合は、当該報告等について修正の必要性を検討するとともに、品質管理の内容を適宜見直すものとする。
- (2) 監査委員は、特に次の点に留意してその品質を確認するものとし、実施した監査等が次の点をすべて満たしていることを達成すべき水準とする。
 - ア 実施計画において、監査等の対象とされたリスク又は着眼点が十分であること。
 - イ 監査等の対象事項について、実施した手続の内容及び監査等の証拠による裏付けが首尾一貫し、合理的かつ十分であること。
 - ウ 監査報告等の記述が、市民にとってわかりやすい内容であること。
- (3) 品質管理手続の実施手順は、次のとおりとする。
 - ア 品質管理の実施体制は、監査委員に関する事務を補助する職員（以下「職員」という。）が複数人で確認する。
 - イ 職員は、監査等の対象とされたリスク又は着眼点に沿ったチェックリストを作成する。
 - ウ 職員は、チェックリストに基づいて予備監査等を行い、実施した手続、入手した証拠及び担当者の判断等を記載した監査等調書を作成する。
 - エ 監査委員は、職員の監査等に関する復命内容を吟味し、その内容が達成水準を満たしているかについて評価した上で報告等を決定する。
- (4) 品質確認の結果検出した要改善事項については、改善項目ごとに改善内容を進捗管理し、改善結果について再度確認する。
- (5) 品質管理において検出した事項及びその改善内容について、職員全員に対し事例研修を実施し、再発の防止を図る。